

旭川医科大学における研究活動上の不正行為に関する調査結果について

旭川医科大学

1. 調査に至った経緯・概要

令和2年10月、本学の教員が投稿した英文論文が、先行論文の投稿先の学会から二重投稿・出版と認定され、本学教員へ書面による嚴重注意処分が科されたとする匿名の告発が本学にあった。

本告発について「旭川医科大学における研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用に関する取扱規程（以下、「本学規程」という。）」に基づき、令和2年11月2日付けで予備調査委員会を設置のうえ、本調査実施の必要性について調査を行った。二重投稿とされた論文は既に取り下げられているが、取り下げに至った経緯や事情についての事実関係を提供された資料より把握したところ、「二重投稿」に該当する可能性が高いと判断し、同年11月18日付けで本調査を行うことを決定した。

2. 調査内容

(1) 調査体制

不正行為にかかる調査委員会（学内委員4名、学外委員4名 計8名）

学内委員：委員長 副学長（教育・研究） 西川 祐司

学内委員：副学長（IR・研究戦略推進）松本 成史

学内委員：臨床検査医学講座 教授 藤井 聡

学内委員：事務局長 保科 豊次（令和3年4月1日より、佐々木 順三）

学外委員：廣田善康法律事務所 弁護士 廣田 善康

学外委員：旭川大学 保健福祉学部 教授 信木 晴雄

学外委員：名誉教授 藤尾 均

学外委員：森産科婦人科病院 顧問 千石 一雄

(2) 調査期間 令和2年12月25日～令和4年1月31日

(3) 調査対象

対象者：旭川医科大学教員7名（元教員を含む）

（内、被告発者（論文責任著者）が准教授、論文共著者として、教員6名（元教員4名を含む）の計7名）

対象論文：告発対象英文論文1編

対象経費：被告発者及び共著者が代表者又は分担者となっている、平成29年度から令和2年度の競争的資金（科学研究費助成事業）、その他の外部資金及び基盤的経費（運営費交付金）

(4) 調査方法・手順

被告発者への二重投稿に至る経緯や共著者の関与の度合い等について事情聴取を行い、論文共著者6名に関与の度合い等をヒアリング等で確認するとともに、不適切オーサージ

ップの観点から必要に応じて和文論文と英文論文の共著者の違いについて確認を行った。和文論文及び英文論文による二重投稿箇所の精査・確認し、対象論文がどのような研究活動に基づき執筆されたか特定するとともに、関係経費の支出状況の確認を行った。

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

二重投稿

(2) 不正行為に関与した研究者

- ・ 被告発者（旭川医科大学 准教授）
- ・ 共著者1名（旭川医科大学 元教授）

なお、対象論文は告発がなされる前に既に取り下げられているため、本学規程第21条第1項に基づき、不正行為に係る者の氏名・所属は公表しない。

(3) 二重投稿に係る経費の支出について

医学研究助成のための寄附金から英文校正（翻訳）料（87,366円）及びカバーレター作成料（16,500円）、合計103,866円の支出がされていたことを確認した。

(4) 判断理由

責任著者である被告発者は「英文論文は和文論文とは異なり、特定の病態に特化したものであるため二重投稿には当たらない」という認識のもと、先行投稿した学会の投稿規定や二重出版の諸条件等を確認することなく投稿に至った。このことは、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったものと言わざるを得ず、当該不正行為に関与した研究者と判断した。

共著者の元教授1名は、ヒアリング時に「リバイス終了後の最終原稿の確認時において、内容的な重複や画像の使い回しがあり二重投稿の懸念があった」と発言しており、論文掲載前に二重投稿の懸念をもった状況であったにもかかわらず、共著者として論文の修正や撤回といった行為を行わなかったことは、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったものと言わざるを得ず、当該不正行為に関与した研究者と判断した。

その他の共著者は主に研究データ取得で実質的に論文内容に貢献しており、自ら取得した研究データをもとに論文を投稿することについて事前に承諾していたが、具体的な情報共有が責任著者である被告発者からなされないまま、可及的速やかに共著者承諾のサインを求められ、承諾のサインをしていた。従って、その他の共著者は二重投稿に気付くことが困難な状況であり、二重投稿に関与した者及び論文の内容に責任を負う者と断ずることはできないと判断した。しかしながら、論文内容や論文種類等を確認せずに共著者承諾のサインをしたという事実は、研究者のモラルに反するものであり、共著者に厳重注意するとともに、この原因の一つには本学の適切なオーサーシップについての教育不足もことから、本学研究者に対して共著者の責任について指導徹底していく必要があると判断した。

その他の不正行為として不適切オーサーシップについて、当時の投稿先の論文投稿規定には適切なオーサーシップの記載がなく本学規程に基づき、共著者6名全員が、研究デー

タ取得の点で実質的に論文内容に貢献しており共著者になることを事前に承諾しているため、オーサーシップが不適切であるとは言えないと判断した。

4. 本学がこれまで行った措置の内容

※赤字部分追記修正 令和4年5月24日

被告発者は、学内規程（職員懲戒規程）に基づき**譴責処分とした**。不正行為に関与すると認定された共著者の元教授1名は、すでに退職しており学内規程が適用されないが、**職員であったならば「譴責」処分に相当する事案である旨の文書を通じた**。その他の共著者は、適切なオーサーシップについて厳重注意した。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

被告発者等において不正行為の二重投稿を行った要因は以下であると判断した。

- 1) 被告発者は、研究者としてわきまえるべき責務や研究倫理意識を欠き、投稿先等の投稿規定等を確認せずに、先行投稿した和文論文とまったく同一の論文でなければ問題ないという認識のもと、英文論文を投稿した。これは、被告発者個人の研究に対する姿勢の問題によるところが大きいですが、組織として教職員全体の不正防止等への教育が不足していることも一因であると考えられる。なお、被告発者及び共著者（当時本学在籍者）はすべて研究倫理教育を受講済みであった。しかし、論文投稿時の注意点や適切なオーサーシップのあり方等についての講習内容が不十分であったことは否定できない。
- 2) 責任著者である被告発者が責任をもって論文内容を確認すべきところであるが、共著者を含め、研究チームとして論文内容が先行論文と本質的に同じ論文であることを十分に確認しなかったことが一因であると考えられる。

(2) 再発防止策

発生要因を踏まえ、論文投稿に際しての留意点、管理責任体制等について、さらに全職員に対して以下の注意喚起を行う予定である。

- 1) 論文投稿時における留意点を再度周知徹底し、特定不正行為である「捏造」「改ざん」「盗用」（自己盗用も含め）のみならず、「二重投稿の危険性」や「適切なオーサーシップのあり方」についても改めて注意喚起を行い、論文内容については、責任著者が責任をもって確認すべきであることに加え、共著者も十分確認すべきであることを再認識させる。

また、規程の見直しや研究者ハンドブックの改訂等を行い再周知すると共に、研究倫理講習等に論文投稿時における留意点を追加することで、今後も定期的に周知する仕組みを構築し、併せてe-ラーニングシステムによる理解度確認等の実施も検討する。

- 2) 管理責任体制等を改めて周知し、研究不正を未然に防ぐためには、コンプライアンス推進責任者等が適切に指導することが重要であることを再認識させるとともに、不正行為の告発等受付窓口について、告発のみでなく相談窓口として利活用できるよう改めて周知して、研究者が報告・相談できる環境であることを再認識させる。

以上